

# 相続手続きに関する法整備

## 法定相続情報証明制度の創設

平成 29 年 5 月 29 日から全国の登記所において相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が実施されます。不動産登記の変更だけでなく金融商品の名義変更にも利用できそうです。

### ①申出（法定相続人又は代理人）

- ・戸除籍謄本等を収集し、法定相続情報一覧図を作成する。
- ・申請書を作成し戸除籍謄本等と法定相続情報一覧図を添付して申出をする。

法定代理人のほか、①民法上の親族②資格者代理人（弁護士、司法書士、税理士等）が代理人となれる。

### ②確認・交付

- ・登記官による確認と法定相続情報一覧図の保管(5年間)
- ・認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却

### ③利用

各種の相続手続きにおいて、戸籍の束の代りに認証文付き法定相続情報一覧図の写しを利用することができる。

交付手数料 無償

交付枚数 相続手続きに必要な範囲で複数枚の発行が可能

再 交 付 保管期間中の 5 年間は可能だか当初申出人に限定される。

管轄登記所

次の地を管轄する登記所のいずれかで申出ができる。

- ①被相続人の本籍地 ②被相続人の最後の住所地 ③申出人の住所地
- ④被相続人名義の不動産の所在地

\*被相続人や相続人が日本国籍を有しないなど戸除籍謄本等を添付できない場合には本制度は利用できません。

従来は相続による各種名義変更手続きにおいて戸籍謄本等の原本提出が求められ必要部数が不足すると、その度に被相続人や相続人の市役所に行き再取得しなければならず時間と費用の無駄であったが、法定相続情報一覧図を作成すれば登記所のみに行けば済むようになる。最初の申出には少し労力を要しますが、相続税の申告を税理士などに依頼する場合は法定相続情報一覧図の作成が一般的な業務になるものと考えられます。

### 相続開始後のタイムスケジュール【参考】

#### 相続開始（被相続人死亡）

【3ヶ月以内】

相続の放棄又は限定承認

死亡届の提出

通夜・葬儀

初七日法要・香典返し・四十九日法要

遺言書の確認

相続財産及び債務の調査

被相続人及び相続人の戸籍謄本の収集

相続人の確定

法定相続情報一覧図の交付申請

【4ヶ月以内】

所得税等の準確定申告

相続財産の評価

遺産分割協議（遺産分割協議書の作成）

【10ヶ月以内】

相続税の申告書提出と納付

延納・物納申請書の提出期日

平成 29 年 4 月 1 日以降の物納申請分から物納できる財産の順位と財産の範囲が改正されています。社債及び株式等の有価証券のうち金融商品取引所に上場されている等は第 1 順位になり、不動産や国債等と同順位になりました。

不動産の登記申請・預貯金等の名義変更